

普天間飛行場代替施設建設事業に係る 環境影響評価方法書に対する意見書

2007年9月26日

沖縄防衛局長
鎌田昭良殿

〒900-0033 那覇市久米1-3-14C
真喜志好一

環境影響評価法第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から次の通り意見を提出する。(全6頁)

意見の項目

以下の3項目について意見を述べる。

- 1・環境アセス法の成立と特徴そして、防衛省の環境アセスについての説明
- 2・「環境現況調査」は環境アセス法違反である。
- 3・「方法書」は、アセス法の定義の要件を満たしていない

意見の内容及び、その理由

- 1・環境アセス法の成立と特徴そして、防衛省の環境アセスについての説明

環境影響評価法(以後、環境アセス法と略する)は、

1997年6月に公布、

1999年6月施行という新しい法律である。

この環境アセス法の施行以前は、閣議で決めた環境アセス要綱で環境アセスを行っていた。閣議アセスでは、事業者が直ちに環境調査に入っていたが、環境省のパンフのフローチャートなどが示すように、この法律では、

- ・事業の内容
- ・調査項目、方法など

を記した「方法書」を公告縦覧し、関係者の意見を聞いて調査方法を確定した上で環境調査に入る制度が導入された。この「方法書」の手続きの導入が環境アセス法の大きな目玉とされている。

1997年4月11日、環境アセス法を審議した衆議院環境委員会の議事録から、環境庁企画調整局長・田中健次の説明を引用しよう。

田中(健)政府委員 本法案の立案に至る過程で、私どもは欧米等の諸外国の制度の実施状況等十分に調査をいたしました。その上で、その成果を踏まえて中央環境審議会に御審議をお願いしたところでございます。

それで、具体的に申しますと、主要諸国の制度において見られますような、一つは、環境影響評価の実施の必要性を個別の事業ごとに判断をする、いわゆるスクリーニングの手続きでございます。

それから、地方公共団体あるいは住民等からの環境情報を収集をいたしまして具体的な環境影響評価の方法を個別に選定をいたします、いわゆるスコーピングの手続、こういった事前手続を導入をいたしております。

さらに、複数案の比較検討をする手法を導入をいたしますために、環境保全対策の検討の経過を評価書等の記載事項としております。

それから、フォローアップのために、評価後の調査等の措置を評価書等の記載事項ともいたしております。こうしたことが盛り込まれておるところでございます。

こうした具体例がございまして、したがって、この法案の内容は、私どもは諸外国と比較いたしましても遜色のないものであるというふうを考えております。

引用したように、田中企画調整局長は、スコーピング(「方法書」のこと・マキシ注)の手続を「事前手続」として導入していること強調している。環境アセス法では、環境調査そのものが環境を攪乱する恐れもあるので事業の内容や調査方法などを記した「方法書」の縦覧を事前の手続きとして位置づけている。海上基地建設の事業者である国、那覇防衛施設局も当然この手順を守ることになる。

2006年12月25日に首相官邸で開かれた「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会(第2回)」の議事録を読もう。その場で配布されたフローチャートは、先に示した環境省の図を、防衛庁が横の流れに書き換えたものでアセス法に沿っている。また、守屋防衛事務次官の次の説明も環境アセス法に沿っている。(マキシが分かち書きにした)

普天間の代替施設を建設することは、大規模な建設事業でございますので、環境の保全について適切に配慮して事業が行われる必要がございます。

環境影響評価の手続きは、方法書、環境現況調査、準備書、評価書ということで、評価の結果を事業の実施に反映させるということで、環境の保全を確保するために行われるものでございます。

方法書というのは、その時点で事業者が考えている建設計画に係る環境現況調査の調査手法、事業に伴う環境への影響の予測の手法、調査(評価の読み間違いだと思う・マキシ注)の手法等を記載したものでございまして、たとえば、今回焦点になっておりますサンゴの調査方法は、潜水目視によるライン調査、スポット調査を行い、サンゴの予測手法は、対象事業に伴うサンゴの消失面積を算定し、影響を予測する。

評価の手法は調査や予測の結果を踏まえ、影響が回避・軽減されているかを検討するものでございまして、そのように方法書の段階は事業者がその時点で考えている建設計画をもとに環境アセスの方法を公告・縦覧して、一般住民及び知事等の意見を求めるため、作成するものでございます。

次の段階が環境現況評価を1年かけて行う。その際、今、方法書で述べました予測の実施も行いますし、評価も実施いたします。

アセス方法書は、事業者である那覇防衛施設局が作成し、まず沖縄県知事に送付して住民に公告・縦覧を行う。方法書の公告・縦覧、意見の聴取、調査方法の手法の検討を得てそれから調査に入る。守屋防衛事務次官が、仲井眞沖縄県知事や島袋名護市長らにこのように正しく説明していたのだ。

8月14日、那覇防衛施設局は、沖縄県、名護市などが受領を拒否したまま「方法書」の縦覧を始めた。一方で、2007年4月から那覇防衛施設局が「所掌事務の範囲の中で」の「環境現況調査」と称して行っている辺野古での調査は環境アセス法違反である。次に「環境現況調査」と環境アセス法の関係を考える。

2・「環境現況調査」は環境アセス法違反である。

2・1 那覇防衛施設局の見解

「方法書」の縦覧をしていないのに那覇防衛施設局は4月末から辺野古でのアセス法に違反して環境調査に入った。5月には海上自衛隊と掃海母艦「ぶんご」を導入し、6月、7月と違法な「環境現況調査」のための機器設置とメンテナンス作業を強行している。

5月21日に照屋寛徳、赤嶺政賢両衆議院議員同席のもとで、那覇防衛施設局・佐藤勉局長と話し合いをもった。「アセス法違反ではないか？」という追及に、局長はメモを次のように読み上げた。

本来ならば、環境影響評価法に則った手続きで粛々と進めたいが、まだ、沖縄県あるいは名護市との間で現在の政府案の形状はともかく、位置については十分合意に達してないところがございます。しかしながら、2014年までに代替施設を完成させるという目的で、私どもはできる範囲で、私どもの所掌事務の範囲の中で移設先周辺の環境にかかる様々なデータを収集することが、今後の作業を円滑順調に進める上で必要なことと認識しております。

本来ならば、という文脈に注目して欲しい。アセス法違反を自認しているのだ。その上で、「2014年までに代替施設を完成させるためにアセス法を無視してデータを収集する」と強弁している、のではないか。

自主的とか事前調査と称しようが、方法書の手続きを済ませなければ環境現況を調査するのはアセス法違反となるのだ。アセス法以前の「事前調査」とはアセス法のどの条文にもない。そもそもアセス法は、環境「調査そのもの」が環境を改変するおそれもあるところから「方法書」の制度を導入したのであって、事前に「環境現況調査」を行うことはアセス法を逸脱し、アセス法を骨抜きにする違法行為である。

2・2 方法書以前の調査についての環境省の見解

「方法書」を作るために事業者が手に入れる環境情報とはどのようなものか、環境アセス法施行から3ヵ月後に出版された手引書を読んでみよう。環境庁企画調整局編集の「自然環境のアセスメント技術(1)H11年9月20日発行」の44ページには、「既存文献調査を中心に専門家等へのヒアリング、現地概略踏査を加えて、得られた情報を整理することになる。」と記されている。であり、総額20億円以上もかけている「環境現況調査」が「現地概略踏査」であるはずはない。さらに、同書の50頁に次のように記されている。

「なお、既存資料により情報が十分に得られない、あるいは非常に古いデータしか得られないといった場合には、適切な環境影響評価の実施計画を立案するために必要なデータを得ることを目的として、この段階である程度詳細な現地調査を行うという選択もあり得る。」



辺野古の場合はどうだろうか。海草藻場、サンゴ、ジュゴンなどについて、那覇防衛施設局が行った1997年の調査があり、今回の方法書にも引用されている。また日本自然保護協会などが行ってきた海草類の調査がある。さらに、ボーリング調査機器の設置地点を探るために行った2003年の調査があり、「既存資料により情報が十分に得られ、新しいデータ」を得ることができる。

仮に、「適切な環境影響評価の実施計画を立案するために必要なデータを得ることを目的」とするのであれば、過去のデータを確認するために「現地概略踏査」を行えば事足りるのである。

2・3 「環境現況調査」は即時中止すべきである

去る5月18日から沖縄防衛局（旧那覇防衛施設局）は、違法な「環境現況調査」に着手し、8月14日から環境影響評価「方法書」の縦覧を始めた。この方法書には、水中ビデオカメラ、パッシブソナーの設置についての説明はない。

しかし2004年4月に縦覧された方法書には、「ジュゴンのアクセスが予想される水路部等において設置式の水中ビデオカメラ、ジュゴンの発生する音を受信して発音位置の探査が可能なパッシブソナーを用いた一定期間の連続観測を行います。」と記されている(4-78頁)。すなわちこれらの調査を含む「環境現況調査」は、「方法書」の手続で住民や県知事の意見を聞いて後に実施されるべき調査なのである。そのことを2004年4月の方法書が示している。従って、現行の「環境現況調査」はアセス法の手続きを逸脱したもので、即時中止を求めるべきである。

2・4 環境現況調査は「準備書」に盛り込めない

那覇防衛施設局が、「私どもの所掌事務の範囲の中で移設先周辺の環境にかかる様々なデータを収集することが、今後の作業を円滑順調に進める上で必要なことと認識しております。」として進めている「環境現況調査」はその調査方法に関して情報は公開しておらず、住民意見も知事意見も反映されていないので、環境アセス法で位置づけられている「準備書」にその調査結果を盛り込むことはできない。

3・「方法書」は、アセス法の定義の要件を満たしていない

3・1 事業の範囲を明示していない

次に、方法書に示された事業内容を検討しよう。

第2条で次のように定義されている。

第二条（定義）

この法律において「環境影響評価」とは、事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。）の実施が環境に及ぼす影響（当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

事業という単語の後の()の中を抜き出すと

特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅん

せつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。

今回の辺野古に即して言えば、飛行場を作る目的で、兵舎などを移転させるため辺野古ダム周辺の土地の形状を変更し、建物の新設をするので、環境アセスの定義に従うと、ダム周辺もアセスの対象になる。しかし、方法書では、これらの区域は事業範囲からはずされており、欠陥である。

3・2 事業活動、活動に伴って生じる影響を明示していない

第2条の中ほど、「環境に及ぼす影響」に続く()の中を抜き出すと

当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動
その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ず
る影響を含む。

今回の辺野古に即して言えば、飛行場の完成後の事業活動すなわち運用によって生ずる影響を含むのであるから、運用の形態が明らかでなければいけない。しかし、方法書には明示されていない。方法書の要件をみるために、アセス法第五条(方法書の作成)を書き写しておこう。

(方法書の作成)

第五条

事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法(調査、予測及び評価に係るものに限る。)について、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- 一 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 対象事業の目的及び内容
 - 三 対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況
 - 四 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)
- 2 相互に関連する二以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

しかし、今回の方法書は、「対象事業も目的及び内容」において、施設供用時の環境影響を予測する程度に明確に事業の内容を示してはならず、米軍からの情報入手の手立てと見通しも明示していない。従って方法書として法第5条が求める要件を満たしておらず、欠陥方法書であり撤回するべきである。

3・3 方法書の要件を満たさない具体的事項と結論

(1) 航空機の種類の明示と演習の明示がない

方法書 2-2 対象事業の内容(2-2~2-7頁)の記述で特に問題なのは、2.2.4の「対象事業に係る飛行場の使用を予定する航空機の種類」である。アセス作業の一部として騒音・振動等の環境影響の予測がなされる。そのためには「航空機の種類」とは機種を意味すると解すべきであり、「米軍回転翼機及び短距離で離発着できる航空機」(2-3頁)という記述は何も言っていないに等しい。

2007年4月5日、沖縄タイムス、琉球新報両紙が報じたように、米国の公文書でオスプレイの配備が明らかになっている。また、SACO最終報告(素案)にあったオスプレイを外務省の懸念で「短距離で離発着できる航空機」と書き換えたこともSACOの米国側責任者であったカート・キャンベルの証言で明らかになっている。

軍事空港には、タッチ・アンド・ゴウなど騒音を撒き散らす演習も、エンジン調整などの騒音もあるがこれの運用上の記載が全くなく、調査、予測、評価ができない。

(2) 事業範囲に虚偽がある

キャンプ・シュワブの陸上部と、埋立てによって飛行場をつくる。そのために、玉突きで辺野古ダム・シュワブ陸上部まで事業範囲になるが、方法書では、その飛行場の範囲しか示されていない。

(3) 棧橋または軍港を隠している

1997年9月国防総省「運用構想」最終報告には、300台のトラックが置ける棧橋が要求されていた。300台のトラックが置けるという広さは、軍港といってよい。しかし方法書には明示がない。港を作るのであれば、船の運航による環境への影響も調査、予測、評価しなければいけない。

(4) 戦闘機装弾場を設置するのか

また、1997年9月国防総省「運用構想」最終報告には、現在、嘉手納に飛んで利用している飛行機に爆発物を積み込む「戦闘機装弾場」が海上基地に必要な、と要求されていたが、方法書には書かれていない。暴発の危険もあり、環境への影響も調査、予測、評価しなければいけないのだから、設置するのか、しないのか明示しなければいけない。

(5) 飛行ルートに虚偽の記載がある

米軍の公文書で、陸上部も飛行経路になることが明らかになった。(2007年9月26日沖縄タイムス、琉球新報朝刊)方法書では「代替施設(滑走路)の運用」(2-3頁)で、「代替施設は、名護市長及び宜野座村長からの要請である周辺地域上空の飛行を回避するとの観点から、2本の滑走路を設置することとしています。」と虚偽の記載をしている。

(6) 飛行機洗浄の記述がない

潮風のきつい場所である。飛行機の洗浄が必要なはずだが、記述がない。

(7) 埋立て土砂の採取、美謝川の切替えについて記述がない

およそ2000m×1000m×10mにも及ぶ埋立て土砂を購入剤としてアセスからはずして姑息であり、また美謝川の切替は暗渠になるほかはないと考えられるが記述がない。

以上のように、これらの事項の環境への影響を調査、予測、評価できない。「方法書」の要件を満たしていないので撤回すべきである。

以上